

第3章

教育委員会における事務の管理及び執行 の状況の点検・評価の結果

第1項 学校教育の充実

第1節 幼児教育の充実

1 幼稚園就園奨励事業

(1) 事業の概要

保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、各世帯の所得状況に応じた補助金を交付し、幼稚園の入園料及び保育料の軽減を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
補助金の交付対象園児数	643人	就園奨励費補助金の受給対象となった園児数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

本事業は、保護者の経済的な負担を軽減するためのものであり、平成20年度については、厳しい景気状態が続くなか、補助交付対象園児が前年度に比べ増加するなど、一定の成果を上げることができた。

今後は、保護者及び本事業の実施にあたり協力を得ている幼稚園からの要望等を踏まえ、事業の一層の充実について検討する必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

経済不況のなか、市民の生活支援や子育て支援の一つとしても重要であり、今後も継続して事業に取り組まれない。

第1節 幼児教育の充実

2 私立幼稚園幼児教育振興補助金事業

(1) 事業の概要

市内の私立幼稚園に対し、幼稚園の保育料等の軽減を目的とした補助金を交付し、その相当額を毎月の保育料から差し引くことにより、保護者の経済的負担の軽減及び幼児教育の振興を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
補助金の交付対象園児数	504人 (月平均)	平成20年度に補助金の交付対象となった延園児数(※)÷12ヶ月

※ 本補助金は、毎月、在籍する園児数に応じて交付される。

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

本事業は、保護者の経済的な負担の軽減及び市内の私立幼稚園の振興を図る他、少子化が進むなか、子育て支援の面からも一定の役割を果たしているものと考えられ、その必要性は高い。

また、減免手法についても、補助金を幼稚園に交付し、幼稚園の保育料から差し引く方法を用いているため、全ての対象者が直接補助金の交付申請をすることなく、保育料の減免を受けられており、公平性も確保されている。

今後は、保護者又は本事業の実施にあたり協力を得ている幼稚園からの意見、要望等を踏まえ事業の充実等を検討する必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

子育て支援の一つとしても重要であり、今後も事業の継続及び充実を望みたい。

第2節 義務教育の充実

1 外国語指導助手設置事業

(1) 事業の概要

英語を母語とする外国語青年を招致し、外国語指導助手（ALT）として小学校における外国語会話の補助や中学校における外国語授業の補助等の職務に従事させることにより、本市の英語教育、国際理解教育の充実及び外国人とのコミュニケーション能力の育成を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
1校あたりの平均派遣回数	58回	外国語指導助手による1中学校あたりの平均的な年間訪問回数
外国語指導助手の人数	2人	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

外国語の授業や国際理解教育において、外国語指導助手との学習が強く求められるなか、中学校への訪問回数が少ない状況ではあるが、生徒数に応じて学校訪問回数を調整することなどにより、各学校間の公平性を保つように努め、一定の成果をあげることができた。

今後は、新教育課程が全面実施される平成23年度までに、小学校5年生以上の外国語活動や全ての外国語授業において外国語指導助手とのチームティーチングを実現することにより、一層の充実を図る必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

小学校において外国語活動が実施されることなどを踏まえると、本事業の必要性は高く、今後、民間会社への委託などの手法により外国語指導助手を増員するなど、事業の強化が求められる。

第2節 義務教育の充実

2 適応指導教室運営事業

(1) 事業の概要

不登校児童生徒を対象に、児童生徒の学校復帰に向けた援助及び指導を家庭・学校・関係機関との連携により計画的に進める。

[適応指導教室の活動内容]

- ア 個別及び集団カウンセリング
- イ 集団生活訓練
- ウ 自然体験学習
- エ 学習指導
- オ 家庭への啓発・支援活動
- カ 在籍学校との連携
- キ 関係機関との連携

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
開所日数	170 日	適応指導教室の年間開所日数 ※ 火～金曜日 9:00～16:00 開所

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

不登校の解消だけではなく引きこもりを防止する点からも、本事業への積極的な取組が求められるなか、本市では関係機関との連携により、通所者が中学校卒業後に高校への進学を果たすなど、十分な成果を上げることができた。

今後は、通所していない不登校児童・生徒が増加傾向にあることを踏まえ、学校や関係機関とのネットワークを一層充実させる必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

平成20年度は十分な成果をあげることができたと考えられるが、不登校児童生徒への対応は急激な生活環境の変化などにより難しくなっている。

今後は、不登校児童生徒の発生を未然に防ぐとともに、不登校児童生徒の適応指導教室への通所促進、適応指導教室から学校への復帰などについて、関係機関は努力願いたい。

第2節 義務教育の充実

3 学校施設耐震診断事業

(1) 事業の概要

昭和56年以前の旧耐震基準により建設された学校施設について、地震に対してどの程度の耐震性能を有しているかを把握するため、計画的に耐震診断を実施する。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
耐震診断実施施設数 (総数)	5 棟	耐震診断の対象となる施設(21 棟)のうち、耐震診断を実施した施設数
耐震診断実施施設数 (新規)	1 棟	平成 20 年度に耐震診断を実施した施設数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、災害時には地域の応急避難場所としての役割を果たすものであることから、耐震性の把握については早急に行う必要がある。

このようなことから、本市においては、今後、早急に耐震診断を進めるとともに、耐震化推進計画を策定し、学校施設の安全を図る必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

危険であることと判断されながら、対策が施されていないのであれば大変な問題であるので、耐震診断の結果を踏まえ、危険な施設については早急に対応願いたい。

第2節 義務教育の充実

4 中学校教育用コンピューター整備事業

(1) 事業の概要

情報化に対応した学校教育を実現するため、コンピューター教室のパソコン整備及び校内 LAN の整備を進め、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の実現を図る。

(2) 平成 20 年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
生徒 1 人あたり 1 台の教育用パソコンが整備された学校数	5 校	パソコン教室内に生徒 1 人あたりのパソコンが確保されている学校数
中学校に配置された教育用パソコンの台数	210 台	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

本事業は、国から示された「IT 新改革戦略」に基づく教育情報化のための環境整備であり、生徒がコンピューターを道具として活用できる能力や情報を活用できる能力の育成に資するものである。

このようなことから、校内 LAN や教員用パソコン整備の面で課題はあるものの、本事業を進めるにあたっては、情報通信技術の急速な進展を踏まえ、機器及びソフトの定期的な入れ替え等により、一定の成果をあげることができたと考えられる。

今後は、平成 23 年度までの教育用パソコンのリース期間終了後における校内 LAN や校務用パソコンの整備について、検討を進める必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

新規導入リースの際には、情報技術の発展に留意しつつ、パソコンが有効に使用できるように事業を進めて欲しい。

また、現リース期間内であっても可能な整備を進めて欲しい。

第2節 義務教育の充実

5 小学校教育用コンピューター整備事業

(1) 事業の概要

今後一層の進展が予想される社会の情報化に対応していくことは、学校教育の重要な課題であることから、児童が高度情報化に必要な資質を養うことができるよう、コンピューターの整備を進め、市内小学校における情報教育の活発化を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
児童1人1台の教育用パソコンが整備された学校数	0校 (※)	パソコン教室内における児童1人あたりのパソコン台数
小学校に配置された教育用パソコンの台数	222台	

※ 実績は、概ね児童2人に1台あたりの台数 (パソコン教室内)

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

国で示した「IT新改革戦略」に基づく教育情報化のための環境整備である本事業は、児童がコンピューターを道具として活用できる能力や情報を活用できる能力の育成に資するものである。

このようなことから、パソコンの整備台数の面で課題はあるものの、本事業を進めるにあたっては、機器及びソフトの定期的な入れ替えを行い、情報通信技術の急速な進展を踏まえた取組を進め、一定の成果をあげることができたと考えている。

今後は、平成21年度までの教育用パソコンのリース期間終了後に向けて、パソコン教室内における児童1人にパソコン1台の環境整備について検討を進める。

(4) 有識者の主な意見・要望等

新規導入リースの際には、児童1人に1台のパソコンを整備し、パソコンが有効に活用されるようにしてほしい。

また、現リース期間内であっても可能な整備を進めてほしい。

第2節 義務教育の充実

6 学校図書館図書整備事業

(1) 事業の概要

児童生徒の読解力の向上を図るとともに豊かな心を育成するため、学校図書館において、新規図書の購入などにより学校図書館の充実を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
標準的な図書冊数を有する学校数	6校	文部科学省が定めた小中学校の標準的な図書冊数を有する学校数
新規購入した図書の冊数	8,167冊	市内小中学校が平成20年度中に新規購入した図書の総冊数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校図書館については、平成19年度から文部科学省の施策による「新学校図書館図書5か年計画」が開始され、全国的に、その充実が求められているところである。

本市では、このような点を踏まえ、計画的に図書整備を進めた結果、平成20年度末には新たに小学校3校が学校図書館図書標準に達するなど、一定の成果を上げることができた。

今後、本市においては、平成23年度までに全ての小中学校が標準的な図書冊数を有することができるよう、新規図書の購入及び図書の寄贈促進の取組を進める。

(4) 有識者の主な意見・要望等

引き続き図書寄贈の促進などにより、専門分野の充実を図りつつ、図書の整備を進めて欲しい。

また、図書の整備だけではなく、児童生徒の利用を促進することが重要である。

第2節 義務教育の充実

7 対外式除細動器（AED）整備事業

（1）事業の概要

小中学校に通学する児童生徒及び学校近隣の住民が、心室細動により心肺停止になった場合、救命措置として有効な心臓への除細動（電気ショック）を速やかに行うため、各学校に対外式除細動器を整備する。

（2）平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
市内小中学校への AED の設置 （総数）	17 台	小中学校に設置されている AED の設置台数（総数）
市内小中学校への AED の設置 （新規）	12 台	平成 20 年度に小中学校に新規設置した AED の台数

（3）教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、多くの市民が利用する地域の中心的な施設であることから、その安全性の確保は特に必要である。

本市では、このような点から、児童生徒及び学校近隣の住民の不足の事態に対応するため、平成19年度から対外式除細動器の整備を進め、平成20年度には全小中学校への整備を完了し、安全・安心な学校づくりの面で十分な成果を上げることができた。

今後は、使用方法についての教員向け研修を定期的実施するとともに、地域住民へ対外式除細動器を貸与する取組を進める。

（4）有識者の主な意見・要望等

学校内の事故を想定し、緊急時に教職員全員が使用できるように研修を引き続き実施願いたい。

また、地域住民についても、対外式除細動器の設置場所を確認し、緊急時に使用できることが望ましい。

第2節 義務教育の充実

8 学校トイレ洋式化改修事業

(1) 事業の概要

和式トイレの使用が困難な児童生徒などのため、洋式トイレの設置されていない小中学校を対象に、洋式トイレの整備を進める。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
洋式トイレ設置箇所数	7ヶ所	和式トイレから洋式トイレへ改修した箇所 (トイレ) 数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

怪我などのため和式トイレの使用が困難な児童生徒や和式トイレに馴染めない低学年児童が安心して学校生活を送るうえで、洋式トイレの設置は望ましく、これまでも保護者から要望が寄せられていたところである。

このようななか、平成20年度、本市では、利用しやすい場所に配慮しつつ、7ヶ所の和式トイレを洋式トイレに改修し、一定の成果をあげることができたと考えている。

今後も、12学校36ヶ所の洋式トイレ設置を目標に、継続的に洋式トイレの設置を進める。

(4) 有識者の主な意見・要望等

児童生徒の生活様式及び習慣の変化を踏まえ、中学校も含め全ての学校への洋式トイレの設置を早急に進めて欲しい。

第2節 義務教育の充実

9 学校給食提供事業

(1) 事業の概要

児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食を提供し、児童生徒の栄養の改善及び健康の増進を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
栄養士の食に関する指導訪問の回数	16回	市内小中学校からの依頼により、栄養指導目的で、給食センターの栄養士が小中学校に訪問した回数
学校給食提供学校数	19校	学校給食を提供している幼稚園、小学校、中学校の数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校給食は、児童生徒の栄養の改善及び健康の増進を図るために提供されるものであり、本市では効率的なセンター方式を採用し、栄養指導の面で、各学校と連携しながら事業を推進しており、栄養士の訪問回数は前年度に比べて増加するなど、十分な成果をあげることができた。

今後は、引き続き、物価高への対応、地場産物の導入、栄養バランスに配慮した献立の作成などの課題に取り組むとともに、肥満や生活習慣病及び家族団らんの時間不足の解消並びに朝食の欠食率の減少を図る。

(4) 有識者の主な意見・要望等

引き続き地産地消の推進、原材料費の高騰への対応に努力し、安全な学校給食を提供するとともに、児童生徒の健康増進を図って欲しい。

第3節 特別支援教育の充実

1 学校生活介助員配置事業

(1) 事業の概要

発達障害又はそれに準ずる障害を有する児童生徒が、適切な教育を受けられるように学校生活介助員を配置し、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行うことにより、学校教育の充実を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
学校生活介助員の人数 (総数)	2名	学校生活介助員の配置数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

小中学校においては、発達障害等で落ちついて生活ができない児童生徒が十分な教育を受けられるよう、適切な教育的支援及び支援体制を整備することが求められている。

このようななか、本市では小中学校への学校生活介助員の配置が不十分であり、今後、市内各小中学校に1名の支援員配置を進めるため、介助員の募集方法の改善などを図る必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

昨年度に比べて成果はあがっていると認められるが、退職教員や専門的な技術を持つ者などの協力等により介助員の増員を図るなど、早急な対策が必要である。

第2項 生涯学習の振興

第1節 生涯学習の振興

1 市民大学運営事業

(1) 事業の概要

市民が心豊かに充実した生活を送ることができるよう、学習機会を総合的・体系的に提供し、人づくり地域づくりの推進を図る北茨城市民大学を運営する。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
市民大学講座受講者数	326 人	
市民大学における講座開設数	10 講座	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学習機会の充実への期待及び高度化・多様化する学習ニーズの高まりを踏まえ、受講者の利便性の向上を目的とした市内中心の講座開催、茨城キリスト教大学との連携による多様なニーズに対応した学習機会の提供等の取組を推進した結果、一定の成果を上げることができた。

(4) 有識者の主な意見・要望等

参加者の固定などの問題を有しているが、時代の変化への対応や受講者の関心が高い分野などを考慮した講座の開設などにより、一層の充実を求めたい。

第1節 生涯学習の振興

2 公民館活動事業

(1) 事業の概要

市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
公民館事業参加人員	1,236人	全ての公民館における高齢者教室、女性学級、公民館講座の総参加人員
公民館事業における講座開設数	29講座	全ての公民館における高齢者教室、女性学級、公民館講座の総講座数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

多様化する社会環境を踏まえ、市民の教養を高めることが期待されるなか、本市の公民館活動事業の参加者は前年度に比べて増加するなど、一定の成果を上げることができた。

(4) 有識者の主な意見・要望等

参加者の年齢層に偏りがあるなどの課題を有するが、引き続き、時代の変化を踏まえ、幅広い年齢層へ対応した事業を推進願いたい。

また、施設の老朽化などを踏まえ、公民館の有料化について検討して欲しい。

第1節 生涯学習の振興

3 第23回国民文化祭事業

(1) 事業の概要

全国各地で一般の方々が普段から行っている文化活動を、全国的な規模で発表・競演・交流する場を提供することにより、広く文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促し、併せて地域文化の振興に寄与することをねらいとする国民文化祭が茨城県で開催されるにあたり、本市では、主催事業として「うたの浜辺音楽祭」及び「野口雨情フェスティバル」を実施した。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
北茨城市主催事業来客者数	4,788 人	うたの浜辺音楽祭 3,000 人 野口雨情フェスティバル 1,788 人
北茨城市主催事業参加者数	145 人	うたの浜辺音楽祭 80 人 野口雨情フェスティバル 65 人

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

国民文化祭の開催により、市民が日頃から行っている各種の文化活動を全国的な規模で発表する場が設けられ、本市主催事業の規模、参加者数、観客者数などから、国民文化祭の目的を達成する十分な成果をあげることができた。

今後は、国民文化祭後の文化活動をどのように展開していくかが課題である。

(4) 有識者の主な意見・要望等

県内の他市町村では、悪天候等の事情により予定通りに事業が進まない地域もあったなか、本市では十分な成果をあげることができた。

今後、国民文化祭を開催する都道府県及び市町村は、PRの方法が課題になるものと思われる。

第1節 生涯学習の振興

4 北茨城市文化協会運営補助事業

(1) 事業の概要

市内 27 団体により構成される北茨城市文化協会に補助金を交付し、協会では、美術文芸展、芸術発表等を行うとともに、美術展、歌舞伎、演劇等の観劇・鑑賞を行う芸術鑑賞号の企画・運営を実施する。

(2) 平成 20 年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
協会が主催する事業の参加者 (入場者) 数	1,257 人 (延)	芸術鑑賞号参加者数、美術文芸展覧会及び芸術発表会の来場者数
協会が主催する事業の開催回数	4 回	芸術鑑賞号、美術文芸展覧会、芸術発表会の開催数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

ゆとりや潤いを実感できる市民生活の実現や都市部に比べ芸術鑑賞の機会に恵まれない地域性を考慮すると、市民の文化芸術活動に対する援助の必要性は高い。

このようななか、芸術鑑賞号の参加者が募集定員に達するなど、文化協会が主催する事業は、市民の間でも定着していると考えられ、これらの取組は一定の成果を上げていると考えられる。

今後は、長期的な課題として、文化協会会員の高齢化が進んでいることから、若年層の会員を確保することにより協会の充実を図る必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

北茨城市文化協会を充実させるためには、協会を構成する各団体が絶えず向上心や課題を持って事業に取り組むとともに、参加者が固定しないような企画運営が必要である。

また、市が文化協会を育成していくことが必要である。

第1節 生涯学習の振興

5 図書館管理運営事業

(1) 事業の概要

生涯学習の拠点として市民の文化的要望に応えるため、図書資料の選定受入、貸出返却、読書相談及び参考資料相談等の業務を推進する。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
蔵書貸出回転率	0.99	貸出冊数÷蔵書冊数
図書貸出冊数	108,443 冊	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

市立図書館は市民要望により設立されたものであり、生涯学習の振興に不可欠な施設である。

図書館の利用状況が伸び悩む傾向にあるが、これらは、図書資料の劣化や図書館の開架スペースが狭いことから生じる閉架資料の増加などが要因として考えられる。

今後は、継続的な課題として、更なる図書資料の充実及び館内サービスの充実を図る必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

昨年度は十分な成果をあげることができたと考えられる。

引き続き、限られた財源を有効に活用し、創意工夫により図書資料の充実を進めて欲しい。

第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

1 学校施設開放事業

(1) 事業の概要

市における社会教育及び社会体育の普及のため、学校施設及び設備を一般市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動を推進する。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
施設開放利用者数	76,840 人 (延)	
施設開放学校数	17 校	市内全小中学校が施設開放を実施

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校体育施設を学校教育に支障のない範囲内において地域住民のスポーツ活動に提供することは全国的にも奨励されており、本市としても、学校施設の有効活用を図る点や市民の要望に応える点からも必要な事業として、本事業を積極的に取り組んでいるところである。

平成20年度の利用者数は前年度に比べて減少したものの、利用団体数はここ数年横ばいであり、利用状況の面からは一定の成果を上げたと考えている。

今後は、学校施設利用団体への施設利用上の注意事項の履行啓発などを通じ、誰もが快適に利用できる施設環境の確保に努める必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

施設利用者に対し利用マナーの向上を呼びかけ、運営を進めたことは前進であり、利用者は、今後も利用マナーの遵守を徹底願いたい。

第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

2 市民各種大会開催事業

(1) 事業の概要

各種スポーツ・レクリエーション大会を、市又は市が補助金を交付する北茨城市体育協会が開催し、市民に健全なスポーツ・レクリエーションの機会を提供することにより、市民の健康増進、市民間の親睦及び地域スポーツ振興を図る。

(2) 平成20年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
各種競技大会等の参加者数	8,256 人	市主催大会等 3,463 人
		市体育協会主催大会等 4,683 人
		市・市体育協会共催大会等 110 人
各種競技大会等の開催数	40 回	市主催大会等 17 回
		市体育協会主催大会等 22 回
		市・市体育協会共催大会等 1 回

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

健康や体力について市民の関心が高まるなか、スポーツ・レクリエーション活動の実践機会及び会場を提供することにより、市民の健康増進及びスポーツの振興を図る必要性は高い。

本市においては、平成20年度、市体育協会との連携等によりスポーツ・レクリエーション大会を開催した結果、前年度に比べ多くの方が参加し、市民の健康増進及び地域スポーツの振興が図られるなど、十分な成果をあげることができた。

今後は、老朽化が進む体育施設が多いことから、利便性の向上を図るため、計画的に施設の改修を進める必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

利用者の利便性を考慮し、老朽化した体育施設の改修を進めてほしい。

また、加盟する団体も含め体育協会の充実を図り、協会の主催大会を増やすことが重要である。

第3項 全体評価

- 点検・評価の2年目となる本年度は、合計19事業について点検・評価を実施したところである。
- 昨年度に引き続き点検・評価を実施した事業について、教育委員会では、昨年度の点検・評価の際に課題とした事項や、教育に関し学識経験を有する方々から提言された意見及び要望等を参考に、事業に取り組み、複数の事業で改善や前進がみられた。
- しかしながら、解決に長期的な期間を要する課題も確認されたところであり、これらの課題については、今年度の点検・評価の際に新たに示された課題とともに、引き続き改善に向けて取組を進めていくことが必要である。